

## 本学職員の懲戒処分について

このたび、本学事務職員が、職員から提出された書類の一部を受領したまま、必要な事務手続を行わず5か月間放置していたこと、また、これ以外の業務放置3件が発覚いたしました。当該職員は、これまでも同様の業務放置を繰り返しており、その都度、当該職員の上長から指導を受けていました。

このことは本学職員懲戒規則第3条の2第1項に定める「勤務態度不良」に該当することから2021年1月4日付けで当該職員を停職10日の懲戒処分といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であり、厳正な処分をいたしました。本学ではこのことを厳粛に受け止め、今後このようなことのないよう、より一層、職員の指導に努めていく所存です。

2021年1月6日

東京医科歯科大学長

田 中 雄二郎

【本件に関する問い合わせ先】

総務部人事労務課

(電話) 03-5803-4159